

防災マップ制作業務委託 プロポーザル実施要領

令和 8 年 9 月 2 8 日

上 峰 町 総 務 課

上峰町は、防災マップ制作業務委託の受注事業者を以下の要領で公募する。

1 目的

本業務は、佐賀県が新たに作成・公表した土砂災害警戒（特別警戒）区域等並びに高潮浸水想定区域に加え、切通川及び井柳川等の中小河川を含め拡大された新たな洪水浸水想定区域を踏まえ、平成 29 年度に作成した「上峰町防災ガイドブック」の改訂及び印刷・製本を行うものである。

町内の最新の災害リスクや避難所等の防災情報を分かりやすく整理し、住民をはじめ通勤・通学者、旅行者等に対して、平常時から災害時に必要な情報を容易に確認できる環境を整備する。これにより、一人ひとりの防災意識の向上を図るとともに、災害時における迅速かつ適切な自主的避難行動（被害軽減行動）につなげるため、実効性に優れた防災マップ（防災ガイドブック及びハザードマップ）へと刷新することを目的とする。

2 発注業務

- | | |
|-----------|-----------------------------------|
| (1) 業務名 | 防災マップ制作業務 |
| (2) 業務内容 | 業務委託仕様書のとおり |
| (3) 履行期間 | 契約締結の日から令和 9 年 3 月 1 2 日まで |
| (4) 契約形態 | 公募型プロポーザル方式による随意契約 |
| (5) 採択件数 | 1 件 |
| (6) 発注上限額 | 5, 6 1 0, 0 0 0 円（消費税及び地方消費税を含む。） |

3 参加要件

プロポーザルに参加する者は、次の全ての要件を満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法（平成 1 4 年法律第 1 5 4 号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 1 1 年法律第 2 2 5 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (3) 公募開始の日以前 6 ヶ月以内に金融機関において、不渡手形等を出していないこと。
- (4) 当町発注の契約に係る指名停止処分を受けている者でないこと。
- (5) 自己又は自社の役員等が次のいずれにも該当するものでないこと、並びに次の②から⑦に掲げる者がその経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人でないこと。

- ① 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7

号) 第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)

② 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)

③ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

④ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

⑤ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

⑥ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

⑦ 暴力団又は暴力団員であることを知りながら、これらを利用している者

(6) 上峰町入札参加資格審査申請書を提出し、上峰町における入札参加資格を有していること。

(7) 過去2年間(令和6年度以降)において、九州地方内の地方公共団体(上峰町と同規模又はそれ以上の規模の地方公共団体)における防災マップ(ハザードマップ)の作成業務を元請けとして受注し、完了した実績を4件以上有すること。

※「同規模又はそれ以上の規模」とは、地方公共団体の行政区域面積が12.80平方キロメートル以上であることをいう。

(8) 令和6年4月1日以降に更新された、縮尺1/2,500相当の精度を有し、上峰町全域の建物形状及び道路等を確認できる地図データを、本業務において使用できること。

なお、参加申込時に、当該地図データの更新時期、精度、提供元及び本業務における使用が可能であることを確認できる資料を提出すること。

4 プロポーザルのスケジュール及び実施方法

参加者から提出された企画提案書等について、プレゼンテーション形式のプロポーザルによる審査を行い、最も優れた評価を得た者を契約候補者とする。

(1) スケジュール

公募開始	令和8年 9月28日(月)
質問書受付締切	令和8年10月 2日(金) 17時まで
プロポーザル参加申込締切	令和8年10月 9日(金) 17時まで
企画提案書等提出締切	令和8年10月 9日(金) 17時まで
プレゼンテーション審査	令和8年10月22日(木)～10月29日(木)(予定)
契約候補者決定	令和8年10月下旬

(2) 質問の受付及び回答

プロポーザルに関する質問は、質問書に内容を簡潔にまとめ、次により提出すること。
なお、電話、来訪等、口頭による質問は受け付けない。

① 提出書類 質問書(様式1)

② 受付期間 令和8年9月28日(月)～令和8年10月2日(金) 17時まで(必着)

③ 提出先

〒849-0123 佐賀県三養基郡上峰町大字坊所383番地1

上峰町 総務課 総務係

TEL : 0952-52-2182 FAX : 0952-52-4935

Mail : soumu@town.kamimine.lg.jp

④ 提出方法 持参、郵送、ファクシミリ、電子メール

・ファクシミリ及び電子メールの場合は、送信後、着信確認の電話をすること。

⑤ 回 答 令和8年10月7日（水）17時までに、質問者名を伏せた上で、すべての

参加申請者への電子メールによる通知により回答する。

（3）プロポーザルへの参加申込

① 提出書類

ア プロポーザル参加申込書（様式2）

イ 団体概要及び実績（様式3）

ウ 業務経歴書

エ 誓約書

オ 上峰町の地図の更新時期および精度が確認できる資料（地図データの提供元、データ名称、更新年月日、縮尺又は精度、利用許諾の状況等を確認できる資料）

② 受付期間 令和8年9月28日（月）～10月9日（金）17時まで（必着）

・期限までに必要書類の提出がなかった場合、プロポーザルへの参加は認めない。

③ 提出先 上記4の（2）の③に同じ

④ 提出方法 持参、郵送、ファクシミリ、電子メール

・ファクシミリ及び電子メールの場合は、送信後、受信確認の電話をすること。

⑤ 提出部数 各1部

（4）企画提案書等の提出

① 提出書類

ア 企画提案書 A4判30ページ以内（任意様式）

i) 記載事項

- ・業務仕様書の業務を効果的に実施するための具体的な提案
- ・総括責任者、実施体制（再委託予定先を含む）、要員
- ・業務フロー
- ・活用可能な媒体・ネットワーク・ノウハウ
- ・その他、有用と思われる提案

ii) 作成方法等

- ・以下の作成物に関する編集・デザイン案や作成方針（ユニバーサルデザインを意識した作成、視覚障害者などに配慮したカラーデザイン等を含む）を提示すること。
- ・防災ガイドブック（A4判・40頁（表紙4頁、本文36頁））
- ・ハザードマップ（A1変形一枚物、ジャバラ3山直角1度折）
- ・契約締結の日から令和9年3月12日までの納品に至る全体のスケジュール

案（計画準備、資料の収集・整理、作成方針の検討、編集・デザイン、校正（3回程度）、印刷・製本、納品等の各工程）を作成し、提示すること。

- ・提案する企画に係る費用の総額は、上記2の（6）の発注上限額（5,610,000円／税込）を超える見積書を提出した者は失格とする。

イ 見積書（任意様式、参考様式は仕様書記載）

i) 記載事項

- ・防災ガイドブック（A4判冊子・40頁・中綴じ・5,000部）作成費用
- ・上峰町ハザードマップ作成費用（A1変形一枚物、ジャバラ3山直角1度折、5,000部）
- ・背景地図データ準備、ハザード情報（土砂災害・洪水・高潮等）編集・デザイン作成費
- ・冊子の仕分け・差込梱包費用（ガイドブック表3ポケットへの一枚地図差込・梱包）
- ・ホームページ掲載用PDFデータ作成費用
- ・その他提案する企画に係る費用
- ・本業務の履行に必要なとなる一切の費用を見積額に含むものとする。

ii) 作成方法等

- ・費用の内訳を可能な限り詳細に記載すること。

- ② 受付期間 令和8年10月9日（金）17時まで（必着）
- ③ 提出先 上記4の（2）の③に同じ
- ④ 提出方法 持参または郵送（簡易書留等、送達の記録が残る方法に限る）
- ⑤ 提出部数 8部（正本1部・副本7部）

（5）プロポーザルの実施

- ① 日 時 令和8年10月22日（木）～10月29日（木）（予定）
・個別の時間については、参加者に別途連絡する。
- ② 場 所 上峰町庁舎（佐賀県三養基郡上峰町大字坊所383番地1）
- ③ 実施方法 参加者は、事前に提出した企画提案書に基づいてプレゼンテーションを行う。プレゼンテーションにおける説明は、提出済みの企画提案書の内容を補足するものとし、提出後の提案内容の変更又は追加は、原則として認めない。1団体についてのプレゼンテーションの時間は1者につき30分以内（説明20分、質疑応答10分）とし、参加人員数は5名までとする。
- ④ そ の 他 プレゼンテーションにあたっては、当町がプロジェクター及びスクリーン等を用意するので、使用する場合、当日パソコン等を持参すること。

（6）審査

審査員が、当町が定める審査項目に従って審査を行い、最優秀者を決定する。なお、必要に応じて、参加者へのヒアリングを別途実施する場合がある。

ただし、総合評価点が満点の60%に満たない者は、契約候補者として選定しないものとする。

- ① 審査項目 別表「企画提案書審査基準」のとおり
- ② 結果通知 すべての提案者に通知する。なお、審査経緯については、公表しない。
また、審査内容及び結果に関する問い合わせ、異議申立て等については、審査の公平性及び公正性を確保するため、原則として受け付けない。

(7) その他

- ① 提案者が一者のみであっても、プロポーザルは実施するものとする。
- ② プロポーザルの審査の結果、契約候補者として適当と認められる者がいない場合は、契約候補者を選定しないものとする。
- ③ 審査員が本件の審査に関し提案者と利害関係を有する場合は、審査員から除外する。

5 契約に関する事項

(1) 契約候補者

当町は、審査において最優秀者として決定した者を、本業務に係る契約候補者とする。ただし、次のいずれかの事由により契約を締結できない場合には、次点者を契約候補者とする。

- ① 契約候補者が、プロポーザルの参加要件を満たさないこととなったとき
- ② 契約候補者が本業務の契約締結を辞退したとき
- ③ その他の理由により契約候補者と契約締結が不可能となったとき

(2) 契約金額

契約金額は、上記2の(6)の発注上限額(5,610,000円/税込)を超えないものとする。

(3) 契約内容及び実施条件

- ① 本業務の契約内容については、候補者の提出書類等に記載された内容を尊重したうえで、候補者との協議により定める。なお、協議の過程で提案の一部について変更を求めることがある。
- ② 契約金額は提出された見積書を基に定めるものとし、発注者による提案内容の変更要求によっても、契約金額の増額及び履行期間の延長は行わないものとする。
- ③ 企画提案書に記載した総括責任者は、特別の理由により当町がやむを得ないと認める場合を除き、原則として変更できないものとする。

(4) 再委託の禁止

本業務の全部を一括して第三者に再委託することは認めない。業務の一部を再委託する場合は、あらかじめ発注者の書面による承諾を得るものとする。

6 その他留意事項

- (1) 提出された書類は返却しない。
- (2) 提出する企画提案書は、参加者1者につき1提案とし、提出後の書き換え、差し替え、追加等は、認めないものとする。また、複数による共同での提案の場合は、代表者を定

めて1提案とする。

- (3) プロポーザルに係る企画提案書等の作成及び提出に要する経費、プロポーザルに参加するための交通費等は、全て参加者の負担とする。
- (4) 虚偽の記載をした参加申込書等は無効とする。また、参加要件を満たさない者又は受注事業者選定までの間に参加要件を満たさなくなった者が提出した参加申込書等は無効とする。
- (5) 提案に際して、受注事業者として採用されないことがある点に十分留意し、関係者とトラブルのないようにすること。
- (6) 公正な審査を妨害する恐れのある、あらゆる行為を禁止する。
- (7) プロポーザル参加申込書を提出した後に辞退する場合は、速やかに7の問い合わせ先まで連絡するとともに、書面にて辞退の届出を行うこと。
- (8) 当該事業に係る書類について情報公開請求があった場合は、公開に際しては、上峰町情報公開条例その他関係法令に基づき取り扱う。

7 問い合わせ先

〒849-0123 佐賀県三養基郡上峰町大字坊所383番地1

上峰町 総務課 総務係

TEL : 0952-52-2181 FAX : 0952-52-4935

Mail : soumu@town.kamimine.lg.jp

別表「企画提案書審査基準」

別表「企画提案書審査基準」

審査項目			評価基準	配点			
				配点の上限		配点	
企画内容の評価	基本的要件	業務目的等の明確度	業務目的や前提条件を明確した提案となっているか。	20	10	特に優れている	10
						優れている	7
						普通	5
						やや劣っている	3
	防災情報の整理・反映	最新の災害リスクや避難所等を適切に整理・反映する提案か。	10	10	特に優れている	10	
					優れている	7	
					普通	5	
					やや劣っている	3	
	提案内容	ガイドブックの構成	住民が必要な情報を探しやすく、平常時・災害時に活用しやすい	10	10	特に優れている	10
						優れている	7
						普通	5
						やや劣っている	3
		ハザードマップの地図表現	洪水・土砂・高潮等を明確に表示し、家屋・道路等を判別しやすい提案か。	10	10	特に優れている	10
						優れている	7
						普通	5
						やや劣っている	3
避難行動につながる工夫		住民等の迅速・適切な避難行動につながる情報や表現の工夫があるか。	10	10	特に優れている	10	
					優れている	7	
					普通	5	
					やや劣っている	3	
ユニバーサルデザイン	高齢者・子ども・視覚障害者等に配慮した文字・色・図表等の提案か。	10	10	特に優れている	10		
				優れている	7		
				普通	5		
				やや劣っている	3		
デザイン・レイアウト	読みやすく情報を探しやすい、手に取って活用しやすくなるデザインか。	10	10	特に優れている	10		
				優れている	7		
				普通	5		
				やや劣っている	3		
読解性・有効性	業務目的の達成に資する独自の工夫や有効なノウハウがあるか。	10	10	特に優れている	10		
				優れている	7		
				普通	5		
				やや劣っている	3		
業務体制等の評価	業務実施体制等	必要な要員・専門性を有し、本町との連絡調整に的確に対応できる体制か。	40	10	特に優れている	10	
					優れている	7	
					普通	5	
					やや劣っている	3	
	過去の業績	防災マップ・ハザードマップ等の関係業務について十分な実績があるか。	10	10	特に優れている	10	
					優れている	7	
					普通	5	
					やや劣っている	3	
	スケジュール	令和9年3月12日の納品に向け、各工程が適切に計画されているか。	10	10	特に優れている	10	
					優れている	7	
					普通	5	
					やや劣っている	3	
	経費見積	見積の算出や予算の配分が適当か。	10	10	特に優れている	10	
					優れている	7	
					普通	5	
					やや劣っている	3	
				120			